障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定重度障害者等包括支援運営規程（参考例）

|  |  |
| --- | --- |
| 参　考　例 | 留意事項 |
| ○○○（重度障害者等包括支援）運営規程  　（事業の目的）  第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。  　（運営の方針）  第２条　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  ３　前項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。  　（事業所の名称等）  第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　（１）名称　　○○○  （２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号    　（従事者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおり　とする。  　（１）管理者　1 人  　　　　従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。  　（２）サービス提供責任者　○人  　　　　重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に関する業務を行うほか、利用者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等を行うほか、総合的なサービス調整を行う。    　（指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数）  第５条　事業所において、指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数は、○○人とする。    　（指定重度障害者等包括支援の内容）  第６条　事業所で行う指定重度障害者等包括支援の内容は、次のとおりとする。  （１）サービス利用計画の作成  （２）障害福祉サービスの提供  　　ア　重度訪問介護  　　イ　生活介護  　　ウ　短期入所  （３）相談及び助言等  　（支給決定障害者から受領する費用の額等）  第７条　指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額（基準条例第２条第１２号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定重度障害者等包括支援を提供した場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。  （１）片道○○キロメートル未満　○○円  （２）片道○○キロメートル未満　○○円  　　　　　　　　　　・  　　　　　　　　　　・  ４　前３項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。  ５　第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。  （通常の事業の実施地域）   1. 通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。   （緊急時等における対応方法）  第９条　従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。  　（事業の主たる対象者とする障害の種類）  第１０条　事業所において指定重度障害者等包括支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  　　（１）Ⅰ類型  （２）Ⅱ類型  （虐待の防止のための措置に関する事項）  第１１条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。  　（苦情解決）  第１２条　提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。  ２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。  　（その他運営に関する重要事項）  第１３条　従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ２　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ３　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  ４　利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から５年間保存する。  　　　附　則  　この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。  　　附　則  この規程は、平成２５年４月１日から施行する。  附　則  この規程は、令和４年４月１日から施行する。 | ｢○○○｣は、事業所の正式名称を記載する。  ｢□□□｣は、開設者(法人名)を記載する。  （基準第１１３条）  （基準第４条第２項、第１２３条（第１８条第１項準用））  その他、当該事業所における運営の方針を記載すること。  ｢○○○｣は、事業所の正式名称を記載する  所在地は、住居表等を正確に記載する。  （基準第１１４条）  （基準第１１５条（第７条準用））  （基準第１２３条（第６８条準用））  （基準第１２０条、第１２１条）  内容については、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。  ア以降は、自ら又は第三者に委託することにより、提供可能な障害福祉サービス事業を記載する。  （基準第１２３条）※第２２条準用  厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を下回る額を独自に定める場合には、その額を記載すること。  その他、利用者から費用を徴収する場合は、その内容及び金額を具体的に記載すること。（運営規程に定めていない内容について、利用者に求めることはできないので、留意すること。）  （１）及び（２）には往復の金額を記載すること。「なお」以下を「事業者の自動車を使用した場合の交通費は1ｋｍ当たり○○円とする。」などと記載しても差し支えない。  ※　交通費については、燃料代の実費相当額を設定すること。  　　通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、徴収できるのは、通常の実施地域を超えた部分の交通費のみであること。  原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町の区域」など客観的に区域が分かるような記載をすること。  （基準第１２３条（第２９条準用））  重度障害者等包括支援における、主たる対象者については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の２の（８）の①参照。  （基準第４条第３項）  事業所の実態に応じて、可能な限り具体的に記載すること。（解釈通知第三－３－(20)－⑤参照。）  （基準第１２３条（第４０条準用））  （基準第１２３条（第３７条準用））  （基準第１２３条（第４３条準用）） |

|  |
| --- |
| ○　「留意事項」欄の「基準」とは、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）のことをいいます。  　　また、「解釈通知」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）のことをいいます。  ○　この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。  ○　いわゆるオプションサービスを実施する場合には、その内容及び利用者から徴収する費用の額等を具体的に記載してください。 |